

横浜市女性の健康づくり応援講座登録事業実施要綱

制定 令和7年10月29日健健推第1615号（局長決裁）

（目的）

第1条 この事業は、企業、団体等が持つ専門的な知識や啓発資材を活用し、地域の団体等を通じて、働き世代・子育て世代の女性に向けた講座を提供することにより、女性の健康づくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この事業で登録する「講座」は、企業・団体等が実施する働き世代・子育て世代の女性に向けた健康づくりを推進する講座等のことであって、次に掲げる事項のいずれかを含むものをいう。

- (1) 健康講座への講師派遣
- (2) 健康講座への啓発資材（動画、リーフレット等）の提供
- (3) その他、市民の健康づくりに資するもの

（申請者の要件）

第3条 申請者は次に掲げる要件をいずれも満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) その他講座を提供する者にふさわしいと横浜市が認める企業等であること。

（講座の実施に係る調整）

第4条 横浜市は、第2条に規定する事項について、企業、団体等による講座をリストに掲載し、ホームページ、チラシ等で周知する。

（事務手続）

第5条 講座の登録申請等については、別途定める要領による。

（その他）

第6条 この要綱に定めのない事項及び、この要綱の実施に関し必要な事項は、別途要領により健康福祉局長が定めるものとする。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。